

令和7年3月19日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、令和7年2月14日付け（同月17日受付）司法行政文書の開示に関する苦情の申出書記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

異動期までに落とした件数によって裁判官の評価が変わることが分かる文書（最新版）

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、令和7年2月12日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所において本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したところ存在しなかった。

(2) これに対し、苦情申出人は、元裁判官が令和6年11月29日、Xに「全国の裁判所で、年度末までに事件をたくさん落とそうと裁判官が強引な終結をしがちな時期に入ってきました。異動期までに落とした件数で裁判官の評価が変わるので、異動期が近づくと事件を落とすことで必死「〇〇裁判官、ずいぶん事件ためちゃったみたいだよ」とは絶対に言われたくない」と投稿していることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる旨を主張する。

しかしながら、最高裁判所においては、本件開示申出文書を作成又は取得する定めはなく、事務処理上作成又は取得する必要もないことから、本件開示申出文書は作成又は取得していない。念のため、本件開示申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

なお、上記投稿は、本件開示申出文書の存在について何ら言及しておらず、本件開示申出文書の存在を裏付けるものではない。

(3) よって、原判断は相当である。